

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市が平成28年8月に発行したハザードマップ(三木市防災情報マップ)によると、当所が立地する市街地地域において、2mを超える浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の60%を超える範囲で1m以上の浸水が予想されている。また、商業・飲食店が多く立地する末広地区において、最大で3m超の浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップ(三木市防災情報マップ)によると、山陽道三木サービスエリア以南の加佐・平田・大村地区一帯は、土砂災害想定区域が東西に広がり、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、その多くは山間地帯にあり市街地への影響は少ない。

(地震：J-SHS、三木市地域防災計画)

地震ハザードステーションの地震ハザードカルテによると、震度5弱以上の地震が今後30年間で70%以上の確率で発生すると言われている。

三木市地域防災計画(平成28年度修正)によると、当市における最大の地震被害は山崎断層帯(主部北西部)と山崎断層帯(主部南東部)、草谷断層の3連動地震を想定している。地震規模はマグニチュード8.0、最大震度7とし、30年以内の発生確率は1%未満と予想されているが、地震発生時の震度分布は、三木、三木南、自由が丘、緑が丘地区のほぼ全域及び青山地区の一部がほぼ震度7、ほかのほとんどの地域が震度6強になることが想定されている。市域では、特に美囊川などの河川沿いは、砂の堆積によって形成されていることに加え、地下水位も高いため、液状化の可能性は高い。また、盛土等により開発された地域では、局地的に液状化が発生する可能性があるとしている。

(その他)

近年、台風の接近・通過、前線の活発化に伴う集中豪雨及びゲリラ豪雨により、河川氾濫、浸水及び土砂災害などの災害発生が全国各地でみられる。

当市の市街地は、美囊川等が開折された平地部(氾濫平野)に形成されており、河川沿いは一様に浸水の可能性がある。過去に起こった災害のうち、最も浸水被害量が大きかったのは昭和7年7月の梅雨前線豪雨である。美囊川流域では、死者・負傷者61人、家屋全壊・半壊34戸、家屋流失53戸、家屋浸水2196戸、堤防決壊26ヶ所、橋梁流出6ヶ所に及ぶ被害となった。

当市は瀬戸内海式気候のために温暖な気候で、年間の平均気温が15度前後である。晴天日が多く、年間降水量が1,160ミリメートル程度と雨天日が少ない。しかし、中国山地の南端であるためににわか雨がよく降るものの、自然災害に見舞われることは少ない地域である。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況 (平成28年経済センサス)

- ・商工業者等数 2, 623社
- ・小規模事業者数 1, 980社

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商 工 業 者	製造業	450	382	市内に広く分布している。
	建設業	246	239	市内に広く分布している。
	卸売業・小売業	816	430	市内に広く分布しているが、市街地や幹線道路沿いに立地している事業所が多い。
	飲食・宿泊業	350	320	市内に広く分布している
	サービス業	561	477	市内に広く分布している
	その他	200	132	市内に広く分布している
	合計	2, 623	1, 980	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定
平成29年3月策定
- ・防災訓練の実施
 - ・全市民を対象に毎年9月に総合防災訓練を実施(台風と地震災害を想定し、毎年交互に実施)
 - ・概ね中学校区単位で防災訓練を実施
 - ・自治会や老人会等で防災訓練を実施
- ・防災備品の備蓄
 - ・山崎断層帯(主要北西部)と山崎断層帯(主要南東部)、草谷断層の3連動地震を想定し、避難所生活者15,048人を基本に物資を備蓄している。
 - ・市役所防災倉庫、消防署防災倉庫、市立公民館等に分散備蓄している。
 - 非常用の食料 30,000食
 - 飲料水(0.5L) 8,320本
 - 毛布 1,600枚
 - 仮設トイレ(組み立て) 120基
 - 携帯トイレ 1,500個
 - ・新型コロナウイルス感染症対策として新たに購入。
 - マスク 30,000枚
 - 使い捨て手袋 1,300枚
 - 防護服 150枚
 - 手指消毒液 400L
- ・三木市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
平成27年3月策定

2) 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催

開催日	タイトル	講師	参加人数
2013/8/21	中小企業のためのBCP入門編	株式会社BCPJAPAN 代表取締役・防災危機管理アドバイザー 山口 泰信 氏	6名
2013/8/21	中小企業のためのBCPの作り方	株式会社BCPJAPAN 代表取締役・防災危機管理アドバイザー 山口 泰信 氏	6名
2020/2/18	BCP策定セミナー	東京海上日動 明石支店 支社長代理 山村 優輔 氏 陽だまり 代表 胸永 圭祐 氏	11名

- ・東京海上日動火災保険株式会社と連携した損害保険への加入促進
- ・災害時における市内事業者被害状況確認と三木市並びに兵庫県への報告
- ・三木市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・市内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

○成果目標

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
2, 6 2 3	1, 9 8 0	R 3	5件	8件
		R 4	5件	8件
		R 5	6件	10件
		R 6	8件	15件
		R 7	10件	20件

事業年度	セミナー開催回数	専門家派遣件数
R 3	1回	2件
R 4	2回	2件
R 5	2回	3件
R 6	2回	5件
R 7	2回	6件

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・三木商工会議所と三木市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。（まずは会員企業から、2年目から会員企業以外にも紹介していく。）
- ・会報（年6回、奇数月発行）や市広報（毎月）、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・普及啓発チラシを作成（2,000部）し、会員事業所はじめ市内の公共施設等に配布する。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和2年5月に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体との連携

- ・東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者のBCP等の取組状況の確認を行う。
- ・三木市と定期開催している情報共有会議等を活用して状況確認を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード8.0の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、速やかに職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、三木市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	当市だけでは災害対応が困難であり、他自治体・他機関への応援要請が必要な場合。
被害がある	市内にて被害が発生した場合。
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない場合。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～3日後	1日に2回共有する。
4日後～1週間後	1日に1回共有する。
1週間～1ヶ月	2日に1回共有する。
1ヶ月以降	3日に1回共有する。

- ・当市で取りまとめた「三木市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

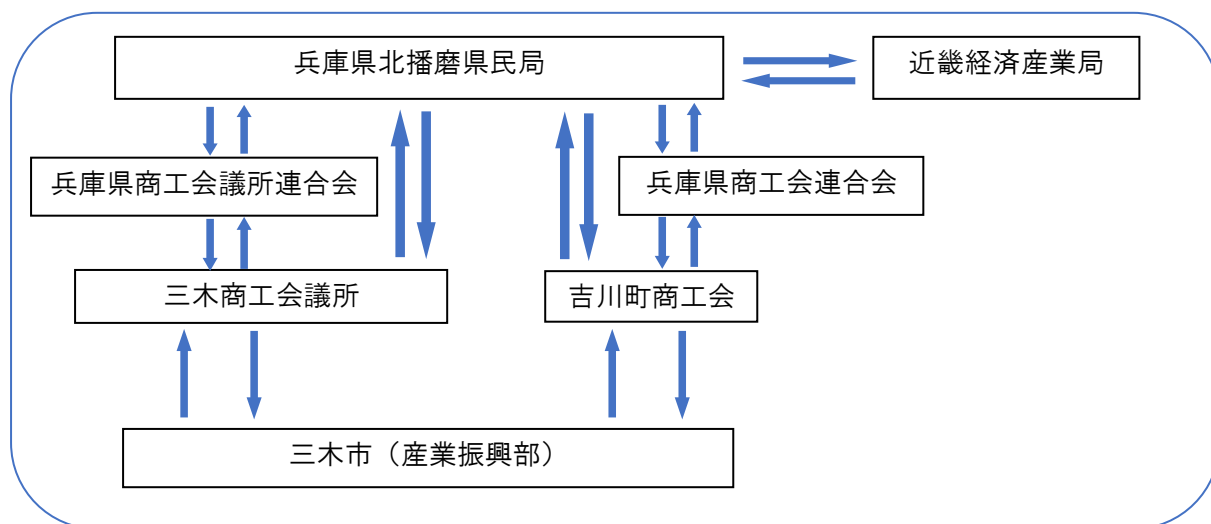
- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

また、当所における役職員への指示連絡体制をあらかじめ確認しておく。

【具体的な仕組み】

地区担当職員が、各地区の議員役員に近隣の被害状況を聞き取った上で、被災した事業所に連絡、場合によっては訪問を行い、個別の被害状況を調査する。同時に、会員から寄せられた被害に関する情報とあわせて、災害報告用の「被害報告書」にとりまとめて、速やかに三木市に報告する。

- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、兵庫県の指定する方法にて当所又は当市より兵庫県（窓口は県民局）へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を兵庫県の指定する方法にて当所又は当市より兵庫県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、三木市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・三木商工会館が被災した場合は、安全性が確認された場合において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・兵庫県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣を兵庫県商工会議所連合会に依頼するとともに、特に北播磨地域の商工会議所とは緊密な連携をとりながら相互扶助に努める。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに兵庫県へ報告する。

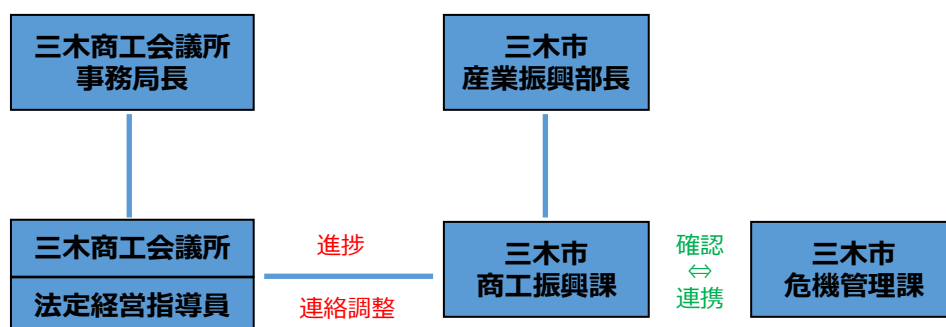
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年10月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 神澤 康(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先

①商工会/商工会議所

三木商工会議所 中小企業相談所

〒673-0431 兵庫県三木市本町2丁目1番18号

TEL: 0794-82-3190 / FAX: 0794-82-3192

E-mail: info@mikicci.or.jp

②関係市町

三木市役所 産業振興部 商工振興課

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号

TEL: 0794-82-2000(内線2234) / FAX: 0794-82-9728

E-mail: shoko@city.miki.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ チラシ等作成費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、三木市補助金、兵庫県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等